

第1欄	第2欄	第3欄		具体例
規則第1条第1項第2号	官公署から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者（法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認めるもの	1-1	税理士証票	税理士証票
		1-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
		1-3	写真付公的書類	戦傷病者手帳
		1-4	プレ印字申告書等で、知事に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類	県が個人識別事項（氏名および住所または生年月日）を印字した上で本人に交付または送付した書類で、知事に対して当該書類を使用して県税の申告、申請または納付を行うことができるものをいう。
		1-5	プレ印字申告書等で、知事に対して、申告書、申請書または納付書と併せて提示または提出する場合の当該書類	手書き申告書等に添付された未記入の県が個人識別事項（氏名および住所または生年月日）を印字した上で本人に交付または送付した書類で、知事に対して当該書類を使用して県税の申告、申請または納付を行うことができるものをいう。

規則第 1条第 1項第 3号ロ	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（通知カードに記載された個人識別事項の記載があるものに限る。）	2-1	写真なし身分証明書等	学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
		2-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書
		2-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の付票の写し（謄本若しくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳
		2-4	本人交付用税務書類	特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書（以下「特別徴収税額通知書」という。）（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書） 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書

<p>規則第1条第3項第5号</p>	<p>過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項または考慮すべき事情(以下「事項等」という。)であって財務大臣等(規則第1条第3項に規定する財務大臣等をいう。)が適当と認める事項等</p>	<p>3-1</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額もしくは税額等または更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額もしくは税額等その他これに類する事項</p>	<p>修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等 更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等</p>
<p>規則第2条第2号</p>	<p>官公署から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「令」という。)第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p>	<p>4-1</p>	<p>税理士証票</p>	<p>税理士証票</p>
		<p>4-2</p>	<p>写真付身分証明書等</p>	<p>写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証(警備員に関する検定の合格証)等)</p>
		<p>4-3</p>	<p>写真付公的書類</p>	<p>戦傷病者手帳</p>
		<p>4-4</p>	<p>プレ印字申告書等で、知事に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</p>	<p>県が個人識別事項(氏名および住所または生年月日)を印字した上で本人に交付または送付した書類で、知事に対して当該書類を使用して県税の申告、申請または納付を行うことができるものをいう。</p>
		<p>4-5</p>	<p>プレ印字申告書等で、知事に対して、申告書、</p>	<p>手書き申告書等に添付された</p>

			申請書または納付書と併せて提示または提出する場合の当該書類	未記入の県が個人識別事項(氏名および住所または生年月日)を印字した上で本人に交付または送付した書類で、知事に対して当該書類を使用して県税の申告、申請または納付を行うことができるものをいう。
規則第3条第1項第6号	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(個人番号の提供を行う者の個人番号および個人識別事項の記載があるものに限る。)	5-1	官公署または個人番号利用事務等実施者が発行または発給をした書類で個人番号および個人識別事項の記載があるもの	同左
		5-2	還付された通知カード等	還付された通知カード等
規則第3条第2項第2号	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	6-1	写真なし身分証明書等	学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)
		6-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書
		6-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の付票の写し(謄本もしくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳
		6-4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)

				<p>支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書)</p> <p>特定口座年間取引報告書</p>
<p>規則第3条第5項</p>	<p>個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合</p>	7-1	<p>雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カードもしくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項または規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかな場合</p>	<p>雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p>
		7-2	<p>所得税法に規定する控除対象配偶者または扶養親族その他の親族(以下「扶養親族等」という。)であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p>	<p>扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p>
		7-3	<p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合</p>	<p>継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合</p>
<p>規則第6条第1項第3号</p>	<p>官公署または個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、または発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類</p>	8-1	<p>本人の署名および押印ならびに代理人の個人識別事項の記載および押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。)</p>	<p>本人ならびに代理人の個人識別事項(氏名および住所または生年月日)の記載および押印のある提出書類</p>
		8-2	<p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署または個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、または発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供</p>	<p>本人しか持ち得ない書類の提出(例:個人番号カード、健康保険証)</p>

			を受ける場合を除く。)	
規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	9-1	税理士証票	税理士証票
		9-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
		9-3	写真付公的書類	戦傷病者手帳
規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、または発給された書類および現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号または名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	10-1	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行または発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号または名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なものまたは発行もしくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。）ならびに社員証その他の現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）	下記の書類および社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書
		10-2	法人に係る地方税等の領収証書等および社員証等	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書
規則第9条第	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、また	11-1	写真なし身分証明書等	学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし）

1 項 第 2号	は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの			社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
		11-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書
		11-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の付票の写し（謄本もしくは抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳
		11-4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書（給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書） 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書） 特定口座年間取引報告書
規則 第 9 条 第 4 項	令第 1 2 条第 2 項第 1 号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	12-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第 1 2 条第 2 項第 1 号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
		12-2	扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本

				人の代理人であることが確認できる場合
		12-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
		12-4	代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	過去に実存確認をしている場合（法人の場合）
規則第9条第5項第6号	官公署または個人番号利用事務等実施者から発行され、または発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号および個人識別事項の記載があるものに限る。）	13-1	官公署または個人番号利用事務等実施者が発行または発給をした書類で個人番号および個人識別事項の記載があるもの	同左
			還付された通知カード等	国外転出者に還付される個人番号カードまたは通知カード